[事案 23-7] 転換契約無効請求

・平成23年11月29日 裁定終了

<事案の概要>

生活保障特約への転換を行った際、転換の仕組みおよび、更新後、保険料が高くなることについて説明がなかったことから、転換契約の無効を求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成12年9月に、終身保険を転換したが、下記の理由により転換は無効であるので、転換契約を取消し、元の契約に戻してほしい。

- (1)被転換契約の転換価格を、生活保障特約の責任準備金に充当する特約転換方式をとったが、契約転換により以前の積立金が取り崩され「生活保障特約」に充当されることにつき説明がなかった。
- (2) 更新 (平成 22 年 10 月) 後の保険料が高くなることについての説明もなかった。これは、保険業法 300 条 1 項 4 号記載の「不利益事実を告げずに、既契約を消滅させて新規申し込みをさせた行為」であり、違法である。
- (3)よって、募集人は、自分が知らないところで、両親と保障内容について話をしていた。 また、当時病気であった自分の不安を煽り立てていた。さらに、職場に両親を連れてき たため、周囲が気になり、契約内容をじっくり検討することができなかった。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人に、本件申込書に記載された内容で契約転換を行う意思に欠けることはなく、要素の錯誤と評価されるような事情は存在せず、契約転換が無効であるとはいえない。
- (2) 本件保険契約の申込手続に際し、募集人は、申立人に対し、提案書に基づいて、契約転換にあたり転換価格を生活保障特約の責任準備金等に充当する特約転換方式によることや、特約期間満了時に特約を更新するときの保険料の概算の金額について説明しており、申立人に対する説明が十分ではないとはいえない。

<裁定の概要>

保険業法 300 条 1 項 4 号違反が、契約変更の無効原因となるわけではないので、裁定審査会では、申立人が、要素の錯誤による無効を主張するものと解し、当事者双方から提出された書面の内容、申立人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記の事実により、募集人は、申立人に対し、転換の仕組みおよび更新後の保険料増額について説明したものと推認され、申立人が会社の代表取締役の地位にあったことを考えれば、仮に、申立人に錯誤があり、それが要素の錯誤に当たるとしても、申立人には「重大な過失」があったといわざるを得ず、本件転換の無効を主張することはできないことから、申立内容は認められず、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

なお、申立人は、募集人が本件転換についての説明をしたのは、もっぱら申立人の両親に対してであり、申立人本人に対しては説明が十分ではなかった、と主張するが、募集人は、申立人に対しても、約1時間をかけて、募集資料に基づき説明していると認められ)、十分な判断能力を具えていた申立人が、契約内容を十分確認せず、申込書に自署し、実印を押印したとすれば、それ自体、申立人に「重過失」があったといわざるを得ない。

(1)申込書表面の「比較提案書等受領印」欄には、「契約転換の申込みにあたり『比較提案書』

もしくは『転換前説明書』『提案書』を受領しました。」との文言が記載され、同欄内には、 これを肯定する申立人の実印による押捺が存在する。

- (2)募集人が、本件転換の説明をする際に使用したと推認される「ご提案書」には、「お払込みいただく保険料」「更新後の保険料」という記載が存在し、図示されることにより 10 年後には保険料が増額することが分かるようになっている。
- (3)申込書裏面には、「お申込内容」として、「生活保障特約年金年額」及び「うち契約転換特 則の年金年額」が記載されており、「生活保障特約年金」の原資の相当部分は被転換契約の 原資(責任準備金)をもって充当されることが窺え、申込書表面には、申立人の自署があ り、実印による押印がなされている。

【参考】

民法 95 条 (錯誤)

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。